

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 智頭町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	95.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.6%
全職員	82.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	96.8%
本庁課長補佐相当職	98.0%
本庁係長相当職	96.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	103.3%
26～30年	88.2%
21～25年	105.4%
16～20年	100.1%
11～15年	86.8%
6～10年	93.8%
1～5年	101.6%

【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」については、短期任用の職員は除く。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」において賃金水準が高い職種に男性職員の割合が多いため差異に表れている。
- ・扶養手当、住居手当の支給割合が勤続年数別および役職段階別の差異に表れている。
- ・勤続年数別「36年以上」の区分には女性職員がいない。
- ・勤続年数1～5年には、県との相互派遣職員（課長級）が含まれているため、女性の給与が高くなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。